

# 職員の処分について

## 1 処分日

令和4年3月1日

## 2 処分内容等

### 【人身事故】

#### (1) 対象職員及び処分内容

中部総合事務所職員・・・ 減給1/10 3月

#### (2) 事実関係

対象職員は、令和3年12月14日午後6時10分頃、私用で倉吉市内を自家用車で走行中、信号機及び横断歩道のない交差点において、歩行者と接触する交通事故を発生させ、後日、相手方が死亡した。